

令和2年4月13日

関係者各位

亀山市新型コロナウイルス感染症対策本部  
(健康福祉部長)

新型コロナウイルス感染症に係る市主催のイベント等の  
中止・延長期間の変更について

第7回亀山市新型インフルエンザ等(新型コロナウイルス感染症)対策本部会議において、市主催のイベント等の中止・延長期間を次のとおり見直しましたので、お知らせします。

なお、開催基準についての変更はございません。

<開催基準>

(1)基本的な考え方

一度に50人以上の不特定の方が集まるイベント等は、感染リスクが高いものとして、原則、中止・延期とする。ただし、開催する場合は、(2)の感染防止対策を徹底の上、実施するものとする。

なお、参加者が特定できるものは、参加者への注意喚起を十分に行い感染防止対策を徹底の上、開催することができることとしており、適切に実施すること。

(2)開催する場合の感染防止対策

市が主催するイベント等については、次の項目など取りうる限りの感染防止対策を徹底することとする。

- ・参加者へ手洗いの推奨を行うこと
- ・会場にアルコール消毒液を設置すること
- ・発熱や咳等の風邪症状がみられる方には参加自粛を協力要請すること
- ・高齢の方や基礎疾患のある方で、感染リスクを心配される方には参加自粛を協力要請すること
- ・これまで集団感染が確認された場に共通するのは、①換気の悪い密閉空間であった、②多くの方が密集していた、③近距離(互いに手を伸ばしたら届く距離)での会話や発声が行われたという3つの条件が同時に重なった場とされているため、このような会場環境とならないように留意すること。

これらの対策が十分に担保できない不特定の方が集まるイベント等は **5月6日(振休)まで**原則として中止または延期とする。

(3)留意事項

当開催基準は、新型コロナウイルス感染症の今後の感染の流行状況を踏まえ、適宜見直すこととする。

特に、鈴鹿保健所管内で感染が確認された場合は、屋外のイベント等も含め、その開催については、より厳格に判断することとする。